

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 17 年条例第 168 号）第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 14 日

今治市長 菅 良 二

記

一般廃棄物処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 処理区域 今治市全域

(ただし、関前地区は広島県呉市への事務委託により除く。)

○処理区域Ⅰ (今治地区、朝倉地区、玉川地区、波方地区、大西地区、菊間地区)

○処理区域Ⅱ (吉海地区、宮窪地区)

○処理区域Ⅲ (伯方地区)

○処理区域Ⅳ (上浦地区、大三島地区)

(2) 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

(ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 13 日までは、平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画に準じて、一般廃棄物処理事業を実施した。)

(3) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	排 出 量				小計	合計
	処理区域Ⅰ	処理区域Ⅱ	処理区域Ⅲ	処理区域Ⅳ		
燃やせるごみ	37,870	1,346	1,771	906	41,893	55,777 t
燃やせないごみ	5,317	210	79	176	5,782	
軟質プラスチックごみ	3,301	82	—	105	3,488	
粗大ごみ	867	50	85	65	1,067	
資源ごみ	2,481	300	380	293	3,454	
有害ごみ	56	3	4	3	66	
危険ごみ	21	2	3	1	27	
し尿	3,856	540	1,246	253	5,895	25,595k1
浄化槽汚泥	15,239	1,248	2,946	267	19,700	
動物死体						3,020 件

## 2. 一般廃棄物の処理主体

### (1) 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類		処理区域	収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分主体	
燃やせるごみ		I・II・III・IV	市(委託) 排出者	市(直営)	市(直営・委託)	
燃やせないごみ		I・II・III・IV	市(委託) 排出者	市(直営)	市(直営・委託)	
軟質プラスチックごみ		I・II・IV	市(委託) 排出者	市(直営)	市(委託)	
資源ごみ ※1	びん	無色	市(直営・委託) 排出者	再資源化業者	—	
		茶色				
		その他				
	缶		I・II・III・IV	市(委託) 排出者	再資源化業者	—
	ペットボトル		I・II・III・IV	市(委託) 排出者	再資源化業者	—
	紙類	新聞	I・II・III・IV	市(直営・委託) 排出者	再資源化業者	—
雑誌						
段ボール						
紙パック						
布類						
粗大ごみ		I・II・III・IV	市(直営・委託) 排出者	市(直営)	市(委託)	
有害ごみ(※1) (蛍光管・乾電池・水銀体温計)		I・II・III・IV	市(直営・委託) 排出者	再資源化業者	—	
危険ごみ(※2) (スプレー缶等)		I・II・III・IV	市(直営・委託) 排出者	再資源化業者	—	
し尿		I・II・III・IV	許可業者	市(直営)	市(委託)	
浄化槽汚泥		I・II・III・IV	許可業者	市(直営)	市(委託)	
動物死体		I・II・III・IV	市(委託) 排出者	市(直営)	市(委託)	

※1 資源ごみ、有害ごみを排出者自ら施設へ持ち込みできるのは処理区域II・III・IVのみ

※2 危険ごみは、平成23年4月1日より分別収集開始

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	処理区域	収集・運搬主体	中間処理主体	最終処分主体
燃やせるごみ (生ごみ ※3)	I・II・III・IV	許可業者 排出者	市(直営)	市(直営・委託)
燃やせないごみ	I・II・III・IV	許可業者 排出者	市(直営)	市(直営・委託)
軟質プラスチックごみ	I・II・IV	許可業者 排出者	市(直営)	市(委託)
資源ごみ(※4)	I・II・III・IV	許可業者 排出者	市(直営) 再資源化業者	指定法人
粗大ごみ	I・II・III・IV	許可業者 排出者	市(直営)	市(直営・委託)

※3 生ごみは処理区域IVのみ

※4 平成19年10月1日から事業系資源ごみ(びん・缶・ペットボトル)の受入開始

(3) 一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可業者

①ごみ(一般)

処理区域	許可業者名	所在地
I	(有) 秋山	今治市宮ヶ崎甲 883-2
	(有) 今治清掃	今治市町谷甲 478-1
	(有) 植正造園土木	今治市四村 42-2
	(有) 大星運送	今治市大西町星浦甲 1144-1
	(有) きたむら運送	今治市喜田村 5丁目 15-1
	(有) 三和興産	今治市菊間町種 4555-1
	四国クリーンサービス(有)	今治市黄金町 6丁目 1-7
	(有) シンコー開発	今治市東鳥生町 4丁目 8-47
	第一環境企業(有)	今治市東村南 1丁目 2-38
	第一クリンワーク(有)	今治市波方町養老甲 829-7
	トーセン(株)	今治市東村 1丁目 12-24
	(有) フロンティア商会	今治市唐子台東 3丁目 14-13
	(株) みたらい	今治市東鳥生町 4丁目 8-47
	(有) 森建設	今治市波方町樋口甲 1086-1
II	成功開発(株)	今治市宮窪町宮窪 4182
	平山 一郎	今治市宮窪町宮窪 6112
	(有) 宮窪総合運送	今治市吉海町名 2690
III	オカダ商店	今治市伯方町有津甲 2321
	(株) ハカタクリーンサービス	今治市伯方町木浦甲 2906-1
	藤通商	今治市伯方町北浦甲 2856-2
IV	(有) 多和商会	今治市大三島町宮浦 5763-2

②ごみ（品目限定）

品目	許可業者	所在地
木くず	今治加工（株）	今治市喜田村4丁目5-27（喜田村事業所）
	（有）多和建设	今治市大三島町肥海1085-1
	長崎工業（株）	今治市徳重87
	（有）二宮建材	今治市菊間町種4588
	（株）リサイクル加藤	今治市喜田村8丁目2-16
	（株）ネオリサイクル	今治市天保山5丁目2-15（今治事業所）
家電リサイクル 法限定品目	新日東冷機（株）	今治市阿方甲495-1
	竹内 秀男	今治市阿方甲458-3
	武田 淳	今治市郷新屋敷町4丁目1-3
	松本 健	今治市郷新屋敷町5丁目4-42
	渡部 強	今治市中堀3丁目5-20

③し尿・浄化槽汚泥

処理区域	許可業者名	所在地
I	（有）愛掃クリーンセンター	今治市波方町波方甲1933-72
	（株）今治衛生	今治市国分1丁目1-18
	（有）菊間衛生社	今治市菊間町浜263
	須賀田管工	今治市波方町養老乙229-8
II	（有）宮窪浄園舎	今治市宮窪町宮窪2956-2
III	（有）伯方環境センター	今治市伯方町北浦甲334
IV	大三島環境	今治市上浦町井口2444

（4）一般廃棄物処理業（処分）許可業者

事業の範囲	許可業者名	所在地
生ごみ・木くず堆肥化处理	愛媛有機農園（有）	今治市朝倉上乙1104-51（施設も同じ）
木くず破碎処理	（有）多和建设	今治市大三島町肥海1085-1（事務所） 今治市大三島町野々江2881-2（施設）
木くず破碎処理	長崎工業（株）	今治市徳重87（事務所） 今治市朝倉上甲2565（施設）
木くず破碎処理 木くず堆肥化处理	（株）リサイクル加藤	今治市喜田村8丁目2-16（事務所） 今治市玉川町龍岡下丁68（施設）

### 3. 処理計画

#### (1) ごみ処理実施計画

##### ①ごみの排出抑制・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

項 目	概 要
リサイクルフェア、リサイクル工房の開催	ごみ減量や再利用について市民の意識高揚を図るため、リサイクルフェア及びリサイクル工房を開催する。
市民大清掃並びにボランティア清掃の推進	道路、海岸、公園等公共の場所の清掃奉仕活動を推進することにより、ごみの減量、不法投棄防止についての意識向上を図る。
普及啓発冊子「家庭ごみの分別べんり帳」の配布	ごみの分別区分がわかりやすい「家庭ごみの分別べんり帳」を市民に対し適宜配布し、ごみの適正排出を促進する。
ごみカレンダーの発行	ごみの排出日・方法等を掲載したごみカレンダーを発行し、ごみの減量及び資源化並びに適正排出を促進する。
社会科副読本「わたしたちのくらしとごみ」の発行	市内小学校4年生を対象とした、教育現場で活用できる補助教材を作成する。
環境美化事業の推進	美しい町づくりの一環で、市内小中学校と連携し、不法投棄等で散乱したごみの回収を実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公德心の啓発を図る。
ごみ減量等推進団体への活動支援	ごみ減量等推進団体に交付金等による支援を行い、ごみ減量、資源化を推進する。
生ごみ減量施策の推進	今治市生ごみ減量推進計画を基に、生ごみ減量の目標達成に向けた施策を推進する。

##### イ 資源化等の促進

項 目	概 要
びん・缶・ペットボトルの資源化	今治市分別収集計画に基づき、びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、ストックヤード等で選別処理後、容器包装リサイクル協会の指定法人等に引き渡し資源化を推進する。
古紙・古布の資源化	今治市分別収集計画に基づき、古紙、古布の分別収集を実施し、再資源業者に引き渡し資源化を推進する。
使用済み乾電池・蛍光管等の有害ごみの資源化	ごみ減量・リサイクルの推進のため、使用済み乾電池、蛍光管等を有害ごみとして分別収集し、再資源業者に引き渡し資源化を図る。
使用済みスプレー缶等危険ごみの資源化	ごみ収集車の車両火災を防止し、ごみの減量・リサイクルの推進のため、使用済みスプレー缶等を危険ごみとして分別収集し、再資源業者に引き渡し資源化を図る。
小型家電の資源化	使用済み小型家電製品については、市内に設置している小型家電回収ボックスにて収集し、再資源業者に引き渡し資源化を推進する。
資源ごみ集団回収奨励金制度	家庭から発生する資源ごみを回収する市民団体の活動を奨励し、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

②収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量 「別添 ごみの流れ」 のとおり

イ 収集区域 処理区域内

ウ 収集回数及び収集方法（処理・処分方法を含む。）

（i）家庭から排出される一般廃棄物

a) ごみ

種類		処理区域	排出方法	収集・運搬方法	処理・処分方法	
燃やせるごみ		I・II・III・IV	指定袋 (大・中・小)	週2回定められた曜日に集積場所で収集	焼却後、焼却灰を廃棄物処理センターで処理もしくは直営又は民間処分場で埋立	
燃やせないごみ				週1回(一部月2回)定められた曜日に集積場所で収集	破碎・選別し、資源化及び焼却後、直営又は民間処分場で埋立	
軟質プラスチックごみ		I・II・IV		週1回定められた曜日に集積場所で収集	加温・圧縮後、廃棄物処理センターで資源化	
粗大ごみ		I・II・III・IV	粗大ごみ処理券を貼付し裸出し	年6回市で電話受付し、指定する場所で戸別収集	破碎・選別し、資源化及び焼却後、直営又は民間処分場で埋立	
資源ごみ	びん		無色	コンテナに裸出し	月2回定められた曜日に集積場所で収集	選別後、容器包装リサイクル協会又は再資源化業者で資源化
			茶色			
			その他			
	缶		ネットに裸出し	再資源化業者で資源化		
	ペットボトル		ネットに裸出し	直営又は民間施設で選別・圧縮・梱包後容器包装リサイクル協会にて資源化		
	紙類		新聞	新聞		ひもでしばり裸出し
雑誌						
段ボール						
紙パック						
布類						
有害ごみ (乾電池・蛍光管・水銀体温計)			コンテナに裸出し			
危険ごみ (スプレー缶等)			コンテナに裸出し(※5)			

※5 危険ごみは、スプレー缶等の中身を使い切り、缶に穴を開ける。

b) し尿

種類	収集・運搬方法	処理・処分方法
し尿	おおむね2月に1回戸別収集	脱水後、助燃剤を廃棄物処理センターで処理、 又はし尿処理施設で堆肥化、一部埋立
浄化槽汚泥	浄化槽法に定める回数戸別収集	

c) 動物死体

種類	収集・運搬方法	処理・処分方法
動物死体	市で電話受付し、随時収集	焼却

(ii) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種類	処理区域	排出方法	収集・運搬方法	処理・処分方法
燃やせるごみ (生ごみ※6)	I・II・III・IV	透明又は 半透明の袋	事業者自ら、市が指定する施設へ搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者が、排出事業者との契約に基づき収集	焼却後、焼却灰を廃棄物処理センターで資源化もしくは直営又は民間処分場で埋立
燃やせないごみ				破碎・選別し、資源化もしくは直営又は民間処分場で埋立
軟質プラスチックごみ	I・II・IV	民間処分場で焼却もしくは埋立		
資源ごみ (※7)	I・II・III・IV	そのまま		家庭系に合わせて、再資源化業者で資源化
粗大ごみ				破碎・選別し、資源化もしくは直営又は民間処分場で埋立

※6 生ごみは、処理区域IVでは事業者自ら搬入したものを処理施設で堆肥化。

※7 平成19年10月1日から事業系資源ごみ(びん・缶・ペットボトル)の受入開始。

エ 市が収集しない一般廃棄物の概要

(i) 市が収集しないもの

a) 排出禁止物(処理困難物)

有害性のあるもの	農薬、毒物、劇薬、溶剤など
危険性のあるもの	ガスボンベ類、消火器、バッテリーなど
引火性のあるもの	廃油、塗料など
特別管理一般廃棄物	ばい塵、注射針など
容積・重量が著しく大きいもの	オートバイ、農機具、大型金属塊、ピアノ、耐火金庫など
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項に規定する一般廃棄物の指定に関する告示で定めるもの	タイヤ、スプリングマットレス
特定家庭用機器再商品化法対象機器	テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律対象機器	パソコン(モニター含む)

b) 一時多量ごみ

引越しなどで一時的に多量に出たごみ

c) 事業系一般廃棄物

会社、商店、飲食店などの事業活動に伴って出たごみ

(ii) 処分の方法

処理困難物は、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等適正に処理できる者に引き取りを依頼すること。

一時多量ごみや事業系一般廃棄物は、再利用、減量を図るほか排出者が自ら処理できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼すること。

③中間処理計画

ア 処理施設の概要

(i) ごみ

a) 市が運営する施設

施設名	所在地	形式	能力	ごみの種類
今治クリーンセンター	今治市 町谷甲 431	連続燃焼式 (ストーカー炉)	100t/日×2 炉	燃やせるごみ
		破砕 (リングハンマー)	40t/5hr	燃やせないごみ・粗大ごみ
		減容 (低温溶融固化方式)	8t/5hr	軟質プラスチックごみ
大島クリーンセンター	今治市 宮窪町宮窪 6533	機械化バッチ式 (波動チェーン式 火格子)	14t/8hr×1 炉	燃やせるごみ
		金属圧縮	5t/5hr	燃やせないごみ
伯方クリーンセンター	今治市 伯方町木浦甲 2291	RDF RMJ 方式	11t/8hr	燃やせるごみ
大三島クリーンセンター	今治市 大三島町宮浦 1805	機械化バッチ式 (波動チェーン式 火格子)	11t/8hr×1 炉	燃やせるごみ
		金属圧縮	8t/5hr	燃やせないごみ (金属)
		ガラス破砕	10t/5hr	燃やせないごみ (ガラス)
		二軸せん断破砕 粗大系金属圧縮	4t/5hr	燃やせないごみ (粗大)
		軟プラ減容 (2 方圧縮式)	4t/5hr	燃やせないごみ (軟質プラ)
		減容 (熱減容固化方式)	60kg/hr	燃やせないごみ (発砲スチロール)
資源ごみストックヤード	今治市 町谷甲 475-1、乙 49-19	保管	140 m <sup>2</sup>	びん(無色・茶色・その他)、有害ごみ
伯方ストックヤード	今治市 伯方町木浦甲 2290	ダンボール圧縮	0.15t/hr	ダンボール
		ペットボトル圧縮	0.15t/hr	ペットボトル
クリーンシステム大三島 (※8)	今治市 大三島町宮浦 1812-1	堆肥化	3.39 t/日	生ごみ

※8 クリーンシステム大三島は、脱水汚泥の堆肥化も行う。



b) 市が搬入（処理委託）する民間処理及び再資源化施設

事業者又は搬入先	所在地	内容	方法
(株) 山一商会播磨支社	兵庫県加古郡播磨町新島 6-7	無色・茶色びん	市（直営・委託）により収集したびんは、資源ごみストックヤードへ搬入し、選別・破碎後容器包装リサイクル協会指定法人で資源化する。
(株) エコシティ垣生工場	新居浜市垣生 3 丁目乙 306 番 5 号	その他の色びん	
(有) 松本興産	今治市富田新港 1 丁目 2-3	金属類・缶・危険ごみ	市（直営・委託）により収集した缶や、市が運営する施設から出る金属類を引き取り資源化する。
(有) 田中金属	今治市東村 2 丁目 5 番 5 号		
濱田金属商事（株）	今治市本町 7 丁目 3-2		
丸敏産業（株）	今治市東鳥生町 5 丁目 36-2		
丸伯産業（有）	今治市伯方町木浦 4515-1		
金城産業（株）	松山市北日吉町 349-1	使用済小型家電	使用済小型家電ボックスで回収した小型家電を引き取り資源化する。
(株) 今治衛生	今治市東村南 2 丁目 4-30	ペットボトル 圧縮梱包・保管	市（委託）により収集したペットボトルは、指定保管施設に搬入し、容器包装リサイクル協会指定法人で再生処理する。
西日本ペットボトルリサイクル（株）	福岡県北九州市 若松区響町 1 丁目 62	ペットボトル 再生処理	
(株) 正和クリーン尾道 PETボトル再生工場	尾道市長者原 1 丁目 220-7		
(有) サンテック	今治市東鳥生町 2 丁目 7-14	雑誌・ダンボール	市（直営・委託）により収集した紙類・布類や市が運営する施設から出る紙類を引き取り資源化する。
(有) きたむら	今治市町谷乙 67-1	新聞・紙パック・ ダンボール・古布	
野村興産（株）関西営業所	大阪市中央区高麗橋 2 丁目 1-2	有害ごみ	市（直営・委託）により収集した有害ごみは、資源ストックヤードへ搬入し、保管した後同社で資源化する。
(一財) 愛媛県廃棄物処理センター	新居浜市磯浦町 18-78	プラスチック、焼却灰、焼却飛灰（特管一般）、混合灰	低温溶融固化したプラスチック、焼却灰、焼却飛灰（特管一般）及び混合灰を市で搬入し、資源化する。
宇部興産（株）建設資材カンパニー資源リサイクル事業部	宇部市大字小串 1978 番地の 2	焼却灰	焼却灰を搬入し、セメント原料へ資源化する。
(株) 日本リサイクルマネジメント	横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1	固形燃料	固形燃料（RDF）買取
(株) 西日本環境	神戸市長田区長田町 7 丁目 3-2	動物残骨灰	市（委託）により収集し、焼却した動物死体の骨灰を処理する。

(ii) し尿及び浄化槽汚泥

施設名	所在地	形式	能力	処理の種類
今治衛生センター	今治市天保山町1丁目2-1	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式+高度処理	80k1/日	し尿及び浄化槽汚泥

(iii) 動物死体

施設名	所在地	形式	能力	処理の種類
今治クリーンセンター朝倉事業所	今治市朝倉南丙47番地3	ロストル式焼却炉	60kg/h	動物死体

イ 搬入される廃棄物の搬入者別内訳量及び残渣量別添 「ごみの流れ」 のとおり

④最終処分計画

ア 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立地面積	全体容量	残余容量
今治一般廃棄物最終処分場	今治市桜井甲1165-1	72,827 m <sup>2</sup>	395,170 m <sup>3</sup>	3,158 m <sup>3</sup>
波方一般廃棄物最終処分場	今治市波方町小部乙2-1	10,118 m <sup>2</sup>	54,000 m <sup>3</sup>	34,259 m <sup>3</sup>
大島一般廃棄物最終処分場(泊)	今治市吉海町泊102	6,800 m <sup>2</sup>	50,300 m <sup>3</sup>	46,504 m <sup>3</sup>

イ 市が処分を委託する施設

施設名	所在地	残渣の区分	排出量
オオノ開発(株)	松山市北梅本町甲184番地	不燃破碎残渣、 廃プラスチック	-
(株)クリーンダスト	西条市船屋乙5番地7	焼却灰、 焼却飛灰(特管一般)	-